

松浦 商工会議所NEWS

令和3年7月30日発行

第49号

発行：松浦商工会議所
長崎県松浦市志佐町浦免1807
TEL 0956-72-2151
FAX 0956-72-0199

今号の主な内容

- ・ 令和2年度事業・決算報告を承認可決
- ・ 令和2年度実施した主な事業
- ・ 松浦市への要望（6項目）について
- ・ ハローワークからの協力依頼について
- ・ 新入会員紹介
- ・ 検定試験情報
- ・ 松浦商工会議所からの新しい情報をタイムリーにお伝えします
- ・ 松浦市 第3弾！プレミアム商品券の取扱店舗に登録されていますか？
- ・ 補助金・融資等の支援情報
- ・ YEGコーナー
ディベート交流会、県青連通常総会、三地区事業、県青連第1回役員会
- ・ 女性会コーナー
七夕飾りについてのお知らせ
- ・ 法律相談コラム
①建設アスベスト被害者救済法成立！
②新型コロナワクチンで健康被害が出たら？

令和2年度事業・決算報告を承認可決

～通常議員総会～

令和2年度の当会議所事業報告並びに収支予算報告を審議する通常議員総会が、6月24日松浦シティホテルにて開催されました。

第1号議案の令和2年度事業報告について、第2号議案の令和2年度収支決算報告（一般会計、中小企業相談所特別会計、労働保険事務組合特別会計、アクサ生命共済事業特別会計）に

ついて審議が行われ原案通り可決・承認されました。



令和2年度実施した主な事業

■ 一般事業

<要望活動>

1. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、事業所支援として、地域経済3団体が連携し「中小・小規模事業者への支援に関する要望」（4項目）を松浦市に要望を行いました。（要望日：4月21日）
2. 長崎県商工会議所連合会より、長崎県知事に対し合同要望を行いました。（要望日：7月31日）

主な要望事項

- ①交通網の整備促進、架橋などのインフラ整備
- ②商店街活性化
- ③観光振興など

<地域振興事業の実施及び支援・協力>

- ・ 地域経済団体、文化協会、史談会、関係法人、11団体が主体となり「松浦市歴史観光推進協議会」を設立。（令和3年2月7日）
- ・ 鷹島神崎遺跡を文化観光の資源として活用し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

■ 中小企業相談所事業

中小企業・小規模事業者の活力強化（企業力）

1. 経営力強化・生産性向上支援
2/19事業継続力強化支援計画認定
1/20認定支援機関認定
小規模事業持続化補助金 申請21件 採択16件
松浦市頑張る補助金 1件
長崎県地域産業雇用創出チャレンジ 1件
長崎県安心・安全な買い物環境整備事業補助金 1件
長崎県地域産業再起支援事業 4件
長崎県感染対策サプライズチェーン強靱化支援事業 3件（以上は採択件数）
エキスパート・専門家派遣事業 33件
松浦市アドバイザー事業相談 64事業所
新型コロナ対応専門家派遣(日商) 14件
地域産業活性化事業（長崎県地域産業活性化計画の推進）2件（6事業所）

情報化推進事業 クラウド会計推進 導入25件
 SNS推進 181件
 2. 活力ある担い手の拡大
 創業支援事業 創業塾の開催(5回 累計151名)
 9/23, 10/7, 10/14, 10/21, 11/4
 円滑な事業承継・引継ぎ支援
 診断71件・相談10件
 人材確保対策の推進
 日商検定試験受講者 簿記 35名 珠算 0名
 3. 安定した経営の支援(コロナ対策 相談事業所)
 金融対策 マル普 61件 マル経 6件
 税務対策 青色 162件 白色 54件
 消費税 76件 年末調整 70件
 巡回指導回数 715件 窓口相談 2,404件
 講習会開催 集団指導 6回 174名
 個別指導 45回 261名
 消費税増税に対する対策事業
 10/29 セミナーの開催 23名
 クラウドビジネスアプリ導入推進事業
 (会計・勤怠管理など)
 11/26 セミナー開催 21名
 貿易証明 発証 1企業 6通

■ その他事業

< 福利厚生事業 >

1. 従業員交流事業の支援
 松浦市商工業労政推進協議会が実施する従業員交流事業を事務局として支援
 ○第33回労政協働労者の祭典「優良従業員表彰」(実施日:11月25日)

2. 生命共済制度加入促進(従業員向け団体共済)

< 広報活動 >

① 会議所会報 4回発行

② 会議所ホームページ、SNSによる情報の発信

< 会員サービス事業 >

① 集団検診事業(移動検診)

11月5日・11月6日(2日間)

受診状況:21社 115名

② PET検診割引サービス

受診状況:4社 5名

③ プレゼント事業

ほほえみ共済加入事業主様へ誕生日に花鉢をプレゼント

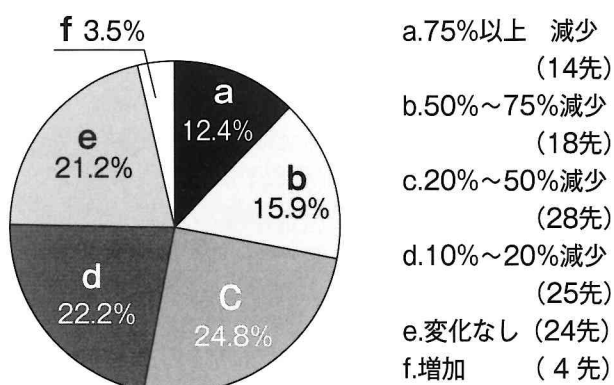
松浦市への要望(6項目)について

5月に実施しました、「(緊急)新型コロナウイルス感染拡大による影響調査について」のアンケート調査で、行政に対する意見で最も要望の多かった項目を松浦市に要望しました。
 (要望日 6月16日)



【アンケート調査結果】(113件の回答結果)

○コロナによる売上への影響について
(平常時と比較し直近1ヶ月の状況)



【松浦市への要望項目】

- 松浦市支援給付金制度(松浦市経営維持支援金)の再給付及び給付額の増額と給付条件の見直し
 - ・支援金の増額及び支援金対象月の延長のお願い。(比較対象月1月~2月→3月~5月)
- ワクチン接種のスピード化による、地域への安心感の提供
 - ・大規模接種会場での接種人数の拡大のお願い。
- 「松浦テイクアウト」の利用促進と広報による支援
 - ・テイクアウト実施店舗を市報での紹介や市職員への利用の呼びかけのお願い。
- コロナの影響を受けている事業所に対する新たな支援事業の実施
 - ・ホテル、旅館、飲食店の他関連業種として影響を受けている事業所に対する新たな支援事業の実施要請。
- 防災無線による周知方法の見直し
 - ・アナウンスの仕方の工夫についてのお願い。
- 経済対策や地域が抱える問題についての協議会開催
 - ・経済団体と行政(市長や担当課長)と、定期的に協議会を開き、会員事業所の声を行政に反映する場を設けていただくことをお願い。

ハローワークからの 協力依頼について

長崎県及び松浦市より来春の新規高卒者の採用に関するハローワークへの早期求人申込（6月1日受付開始）と働き方改革への対応について、当所会員事業所に協力依頼がありました。

会員事業所の皆様、来春の新規高卒者の求人票を早期にご提出いただきますようご協力をお願いします。



★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました
事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種
(株)匠システムズ	中村 巧	志佐町	パッケージソフト導入・システム開発
(一社)青島まる	辻山 新悟	御厨町	小売業
黒木 信人	黒木 信人	御厨町	建設・土木業
末永建築	末永 豊	今福町	建築業(大工)
公文松浦志佐教室	田中好津江	今福町	公文教室
(一社)日豪エクスプレス	越智 大典	志佐町	建設業 事務代行業
(有)ダイテックス	大川内重利	志佐町	工業

(R3.4.15～R3.7.12)

～(検)定試験情報～

■珠算能力検定（日本珠算連盟）

令和3年10月24日（第4日曜日）第223回

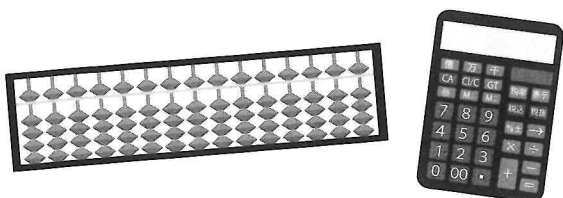
令和4年2月13日（第2日曜日）第224回

■簿記検定（日本商工会議所）

令和3年11月21日（第3日曜日）第159回

令和4年2月27日（第4日曜日）第160回

※新型コロナウイルスの影響により中止となることがあります。あらかじめご了承ください。



NEW 松浦商工会議所からの 新しい情報を タイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。

新型コロナウイルスへの支援情報や各種補助金情報などタイムリーに情報をお届けしたいと考えておりますので、ぜひご登録くださいますようお願い申し上げます。本取り組みは、通常の郵送案内や会報によるご案内を止めるものではありません。旬な情報をいち早くお伝えする目的で実施するものです。



@matsuura4209

フェイスブックに情報アップ



<https://lin.ee/glgeVL>

LINEにメッセージが届きます



どんな情報がアップされるの？

Ans.

- ①補助金情報（持続化補助金やものづくり補助金、市の補助金、県の補助金などなど）
 - ②新型コロナウイルスに関する各種支援情報
 - ③イベント、セミナー等の情報
- などを不定期に掲載していきます

松浦市 第3弾！ プレミアム商品券の 取扱店舗に登録されていますか？

[取扱い店舗登録方法]

松浦市ホームページから申請書をダウンロードし、松浦商工会議所へファックス・郵送・持参により申込できます。

詳細は松浦市HP↓

<https://www.city-matsuura.jp/top/oshirase/5037.html>



松浦市 商品券取扱い 検索

[登録期限]

随時受け付けております。取扱い店舗しおりに掲載は出来ません。予めご了承ください。

[参加資格]

松浦市内に店舗を有し、かつ法人の場合は『松浦市内に本社・本店がある』もしくは『経営者（代表取締役など）が松浦市民である』こと

[申込先]

松浦商工会議所（FAX72-0199、TEL:72-2151、MAIL:mcci@e-matsuura.jp）

政府系金融機関（日本政策金融公庫及び商工中金）による実質無利子・無担保融資の概要

	日本公庫 (中小事業)	商工中金 (危機対応融資)	日本公庫 (国民事業)
要件 支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、 最近1ヶ月間の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少すること ①▲5%であれば、低利融資 当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率 ※中小事業・危機対応：1.11%→0.21%、国民事業：1.26%→0.36% ※令和3年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ②さらに以下の要件を満たせば、利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資 小規模の個人事業主：▲5% 小規模の法人：▲15% その他：▲20%		
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内、運転資金15年以内 (据置期間は最大5年)		
上限額 (併用可)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	6,000万円(実質無利子) 8,000万円(融資枠)
期限	当面今年前半まで → 当面年末まで継続(今回の措置事項)		

令和3年度 松浦市経営向上アドバイザー事業 専門家のアドバイスを受けてみませんか？

松浦商工会議所または松浦市福鷹商工会にご相談ください

悩みに適した専門家を**無料**で紹介いたします！

申請期間：令和3年6月1日～令和4年1月31日

※予算額の上限に達した場合、申請期間内であっても募集を締め切ります

こんな悩み、抱えていませんか？

経 営

- Q.補助金や融資を受けたいが、手続きはどうやるの？
- Q.新しい事業を始めたいけれど、何をすればいい？

税 務

- Q.正しい会計処理ができているのか確認してもらいたい
- Q.融資を受ける際の決算書、これで大丈夫？

労 務

- Q.申請に就業規則などの作成が必要だけど、どう作るの？
- Q.労務管理の仕方が正しいか、誰かに確認してほしい

I T

- Q.ホームページを作りたいけれど、やり方がからない
- Q.業務を自動化して効率を上げたい

相談方法 企業への巡回相談又は会議所・
商工会での相談

相談時間 1回のご相談につき
1時間程度(最長2時間まで)

【問い合わせ・申込先】

- ・松浦商工会議所 (TEL: 0956-72-2151)
- ・松浦市福鷹商工会 福島本所 (TEL: 0955-47-2152)
- ・ 〃 鷹島支所 (TEL: 0955-48-2117)

ながさきコロナ対策飲食店認証制度

飲食店における新型コロナ感染防止の徹底を図るとともに、安心して県内の飲食店を利用できるよう、A感染防止対策についての第三者認証制度を導入B認証に必要な設備導入等への支援（最大10万円税抜き）を実施。

■対象

認証対象者は、次の要件を全て満たす事業者となります。

- ①食品衛生法に基づき営業を行っている飲食店・喫茶店
- ②飲食を主目的とした設備を有すること
※テイクアウト型、デリバリー型の店舗、遊戯施設は対象外
- ③暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しない

■認証の申請方法

事業者へ申請書などの資料一式について、施設へ直接郵送。(6月18日頃発送)

申請方法は、郵送又はオンライン申請

※認証基準チェックリストについて

基準に適合しているか、判断できない場合は空欄で提出可。

調査員が認証に必要な設備等について助言される。

詳細は県HP↓

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyou/>

コロナ 認証制度

検索



小規模事業者持続化補助金

①一般型

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助

補助上限 原則50万円

補助率 原則2/3

次回〆切 10月1日(金)

詳細はこちら↓

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

持続化補助金

検索



②低感染リスク型ビジネス枠

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるため、対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援

補助上限 原則100万円

補助率 原則3/4

次回〆切 9月8日(水)

詳細はこちら↓

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

持続化補助金 低感染 検索



内容については、お早めに会議所へご相談ください。

事業再構築補助金

～第3回の公募は7月下旬から開始予定～

本事業は、ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

■補助金額及び補助率

[通常枠] 100万円～6,000万円(2/3補助)

[緊急事態宣言特別枠]

・従業員数に応じて100万円～1,500万円(3/4補助)

■補助対象要件

下記①、②の両方を満たすこと。

①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

②「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。

■注意

申請にはGbiz プライムアカウントが必要です。

詳しくはこちら↓

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

再構築

検索



長崎県の産業支援制度 (補助金等) 一覧

県のHPにて50種類の支援制度がまとめて掲載されています。

※下記リンクより、目次ページでご興味のある支援制度を抽出し、支援制度TOPページにて個別に内容をご確認ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/27sangyousien/492588.html>



長崎県 産業支援

検索

YEGコーナー

5月例会

「ディベート交流会」を開催

5月26日(水)松浦商工会議所にて、会員個人の対応力や議論のやり方、表現の仕方を知る機会を作るために、即興で議論する「ディベート交流会」が開催されました。

「交流のあり方」と「こども博の意見収集」という2つのテーマを掲げ、意見を出しやすい雰囲気作りを重視して行い、想定していたよりも議論が白熱しながらも、交流委員会としてのテーマでもある「ハートフル」な環境作りの先駆けとなる例会となりました。

県青連通常総会が 長崎市にて開催

6月12日(土)長崎市サンプリエールにおいて、県青連通常総会が開催されました。令和2年度の事業報告・決算については令和2年度の主管であった松浦YEGが報告し、令和3年度の事業計画・予算、令和3年度県青連大会長崎大会については令和3年度の主管である長崎YEGから説明があり、全て原案のとおり可決・承認されました。

県北商工会議所青年部 三地区事業が松浦YEG主管で開催

6月26日(土)松浦市文化会館において、令和3年度長崎県北三地区事業『YEGオリエンテーション～THREE LEGEND に学ぶ～』と題し、平成30年度の日本YEG会長の内田茂伸氏、日本YEG西地区担当副会長の大山善生氏、日本YEG専務理事の松永泰裕氏の3名をお呼びして貴重な経験談をお話しいただきました。

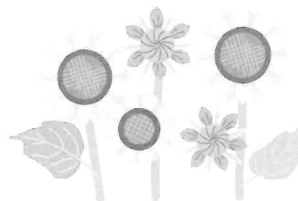
入会の経緯・YEGでの経歴や思い出話などを振り返っていただき、三単会会長(佐世保・平戸・松浦)と佐賀県青連会長にも登壇いただきディスカッションをしていただきました。YEGとは? YEGとして活動する意義などYEGとしての在り方を再認識したと同時に新入会員はもとよりYEG会員のモチベーションUPに繋がる貴重な事業となりました。

コロナ対策として、参加者すべてに会場に到着前に抗原検査キットを送り検査を実施、マスクの着用・会場の出入り時には手指の消毒など感染予防対策を万全に行い開催されました。



県青連 第1回役員会が 佐世保市にて開催

7/10(土)に佐世保市J A佐世保ホールにて開催されました。議案として、①令和4年度会長候補者選任について、②令和4年度日本YEG代表理事候補者選任について、③第28回県青連会員大会主管単会・開催地選考について審議され、原案通り可決・承認されました。



女性会コーナー

七夕飾りについてのお知らせ

松浦商工会議所女性会（会長 湯浅 恵美子氏）は、毎年、商店街の景観づくりと地域活性化を図ることを目的として七夕飾りを実施してまいりました。

今年は新型コロナウイルス感染症の懸念から小さい笹竹に各自で、店先に飾って頂く様にしました。会員以外の方にも声をかけてたくさんの七夕飾りで商店街を盛り上げたいと思います。

下記の日程で行ないますので、皆様、七夕飾りによる風流な商店街をお楽しみ下さい。

※なお、天候により実施期間が前後する場合がございます。

【実施期間】

7月25日（日）～8月8日（日）



七夕飾り準備風景

法律相談コラム

◆建設アスベスト被害者救済法成立！◆

最高裁判所は、令和3年5月17日判決により、一定の建設業従事者のアスベスト（石綿）による健康被害について、国の責任を認めました。

最高裁判決をうけて、6月に、建設アスベスト被害者救済法が国会で成立しました（※制度の運用開始は来年度からの見通し）。

新法によって、以下の(1)～(3)にあたる方が、給付金支給の対象になる可能性があります。

(1)次の①か②に従事した、

①昭和47年10月1日～昭和50年9月30日の期間に、石綿の吹付けの作業に係る建設業務

②昭和50年10月1日～平成16年9月30日の期間に、一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

(2)労働者・一定の個人事業主・一定の小規模法人の代表者の方などで、

(3)一定の石綿関連疾病（中皮腫・肺がん・石綿肺など）に罹患した方

⇒ 給付金の額：550万円～1300万円

（健康被害の程度に応じ）

労働者の方だけでなく、一定の個人事業主・小規模法人の代表者の方も対象に含まれたことも、注目点の1つです。

また、今回新設される制度とは別に、昭和33年5月26日～昭和46年4月28日の期間に、石綿工場で就労した労働者の方で、石綿関連疾病に罹患した方も、一定の手続きを通じて国からの賠償金を受け取れる可能性があります。

これら以外の方（例えば、建設業のうち屋外作

業に従事されていた健康被害者の方）でも、労災認定や労災に準じる救済給付制度は利用できる可能性があります。

私たち弁護士も、アスベスト（石綿）の健康被害の救済をお手伝いしますので、ぜひご相談下さい！

なお、国は、石綿を取り扱っていた事業場の事業主の皆様に対する要請として、現在や過去の労働者の方への労災補償制度と石綿健康管理手帳制度の周知と利用の勧奨をお願いしています。

アスベスト（石綿）の健康被害の救済の最初のステップになりますので、関係事業者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

【参考】石綿ばく露作業リスト

①石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業

②倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

③以下の石綿製品の製造工程における作業

- ・石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
- ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品

- ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品

- ・自動車、捲揚機等のプレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品

- ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられてい

る。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品

- ④石綿の吹付け作業
- ⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)、パーミキュライト(蛭石)、繊維状ブラスサイト(水滑石))等の取扱い作業
- ⑩上記①～⑨までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- ⑪上記①～⑩の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

◇新型コロナワクチンで健康被害が出たら? ◆◆

Q 新型コロナワクチンを接種した後に、副反応で健康被害が出たら、救済制度はあるのでしょうか。

A 予防接種法による救済制度があります。制度の出番がないのが一番ですが…。

現在進行中の新型コロナワクチン接種は、「予防接種法に基づく予防接種」のうちの「臨時接種」にあたります。また、いくつかの特例措置が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種の対象者は国が指定します。費用は国庫負担です。

対象者に対しては都道府県知事または市町村長から接種の勧奨をすることができ、対象者は予防接種を受ける「努力義務」がある(つまり義務ではあるが強制はされない)、ただし有効性・安全性しだいでは接種勧奨・努力義務の規定を適用しないことができる、とされています。

もともと、予防接種法には「社会防衛のための予防措置」という考え方があります。特に、ジフテリア・百日せき・麻しん・結核などのA類疾病のタイプは、集団予防の性格が強く出ていて、接種の勧奨や接種対象者の努力義務があります(昔は罰則付の接種義務がありました)。一方、インフルエンザなどのB類疾病のタイプは、個人予防の性格が強く、接種の勧奨や接種対象者の努力義務はありません。

健康被害救済制度も、初めからあったわけではなく、過去に社会防衛のための予防接種が行わ

れ、その中で少数の人に健康被害が生じる予防接種禍が発生したため、予防接種法の改正により救済制度が創設された、という歴史があります。

現在進行中の新型コロナワクチン接種も、制度上は「新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要がある」という位置づけで、社会防衛・集団予防の性格が強いものです。

本題に戻ると、現在進行中の新型コロナワクチンの接種は、予防接種法による「予防接種健康被害救済制度」の対象になります。

具体的には、次の場合が対象です。

- (1)予防接種を受けた人に、疾病・障害などの健康被害が生じた場合で、
- (2)(1)の健康被害が予防接種を受けたことによる(=予防接種と因果関係がある)と厚生労働大臣が認定した場合

通常の損害賠償とは違って、過失(落ち度)の有無は問われません。

(1)の健康被害は、例えば急性の重いアレルギー反応(アナフィラキシーショック)が生じて自己負担で治療を受けた場合などが考えられます。

一方、発熱やだるさ、接種部位周辺の腫れなどが生じた場合などで、特に治療をしなくても時間の経過で回復した場合は、対象にはならないと考えられます。

(2)の厚生労働大臣の認定は、そのプロセスで、厚生労働省から第三者により構成される審査会(疾病・障害認定審査会)に意見聴取がなされます。審査会では、次のような審査方針をとっています。

・症状の発生に医学的な合理性があるか、時間的密接性があるか、他の原因によると考える合理性がないか、などを検討する

・厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする

ワクチンの接種後ある程度時間が経過してから血栓が生じたようなケースが国内でも起きた場合は、因果関係の判断が難航しそうですね。

私としても、ワクチンの接種が円滑に進んでいて、健康被害救済制度の出番がないことを願っています。

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1
弁護士法人いまり法律事務所
弁護士 坪 悠樹【文責】

(注)本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。

